平成２４年（フ）第１４１０号
大阪府藤井寺市小山７丁目17番16号
債務者　中野　数吉
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　昌樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４号
福井県三方上中郡若狭町瓜生第37号13番地
債務者　長谷川克海
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第５２３号
愛知県尾張旭市井田町３丁目63番地　チサンマンション三郷201号
債務者　毛利　幸男
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８７号
名古屋市中川区打出１丁目120番地
債務者　坂本　哲也
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７６号
宮崎市大字恒久1308番地５
債務者　沖田　明美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　利彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５８号
埼玉県越谷市大沢653番地１　越谷北ローヤルコーポ203号
債務者　手嶋　賢吾
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木新一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2935番地７
債務者　西薗　幸美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貴彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原3976番地
債務者　今西　勝景
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４３号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原3976番地
債務者　今西マチ子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８５号
富山県射水市中太閤山９丁目49番地
債務者　赤江　友治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　浩夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０５号
札幌市豊平区美園４条５丁目２番６号　サニーハウス美園１号
債務者　山本　英次
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８１号
函館市日吉町３丁目５番15号
債務者　中村　一美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０３号
沖縄県南城市大里字大城2525番地　大里第二団地３棟304号
債務者　城間　桂子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６号
広島県三次市和知町1800番地17　302号、前住所広島県三次市和知町1824番地５
債務者　谷口美佐子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第３５号
島根県雲南市木次町山方261番地
債務者　佐藤　洋介
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
松江市島根町野波379番地、前住所兵庫県神戸市中央区熊内町５丁目９番11―405号
債務者　余村　純也
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０６７号
札幌市北区北33条西７丁目１番18―115号、申立時の住所札幌市西区発寒15条１丁目２番18―308号
債務者　阿部　まち（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部